

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 11 月 26 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和2年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
公用携帯電話等の契約・管理について	29	24	1	4

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年11月1日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

知事部局

機関名	監査結果	講じた措置
建築指導課	使用状況に応じた適切な料金プランやオプションを選択することにより、端末をより経済的に使用することができる可能性がある。改めて、使用明細を確認の上、基本プランと対比して月額使用料が高額となっている端末や、高額な基本プランに加入しているものの、あまり使用実績がない端末については、契約先のキャリアと相談するなどして、最適な料金プランとするよう検討されたい。	建築指導課所有のスマートフォンを解約し、アプリの利用により職員の私用スマートフォンを公用スマートフォンのように利用することが可能になる公用電話番号サービス（固定経費は3.3円/月・1回線）を契約して、料金の削減を図った。 今後、使用実態及び料金を確認して、必要に応じてより経済的な契約となるよう見直しを行う。